

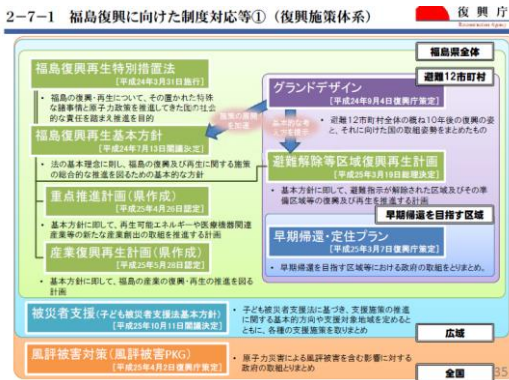
# 福島復興政策の問題点 :「不均等な復興」という視点から

第3回「原発と人権」全国研究・交流集会 in 福島  
第5分科会「政府の帰還政策を問う」  
パネルディスカッション 基調講演  
2016年3月20日 福島大学

よけもと まさふみ  
除本 理史  
(大阪市立大学教授、  
日本環境会議(JEC)事務局次長)

本日お話しすること

- 1) 帰還政策から避難終了政策へ
- 2) 住民の帰還と「ふるさとの変質、変容」(C「ふるさとの喪失」)  
～帰還政策の最前線・福島県川内村の事例から(関連報告:第1分科会・藤原ほか)
- 3) 不均等な復興と被害者の分断

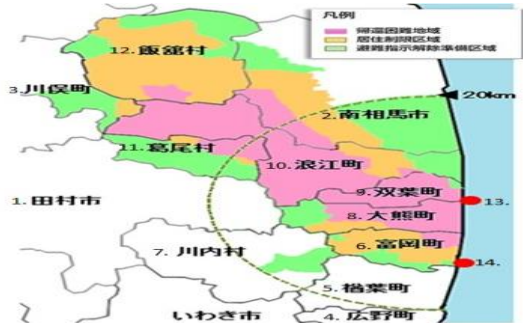


## 避難指示等の解除(帰還政策)

- 1: 2011.9 緊急時避難準備区域解除 (←ステップ1)
- 2: 2011.12 事故収束宣言 (←ステップ2)
- 2012.4～ 避難指示区域の見直し
- 3: 2014.4～ 一部解除へ  
～2017.3 帰還困難区域を除き解除?

## 帰還政策から避難終了政策へ

2011年9月	緊急時避難準備区域の解除。
2011年12月	政府、「事故収束」を宣言。
2012年3月	広野町、川内村、役場業務を元の地で再開。
2012年4月	避難指示区域の見直しがスタート。
2012年8月	旧緊急時避難準備区域の賠償打ち切り(避難費用、慰謝料)。
2013年8月	避難指示区域の見直しが一通り終了。
2013年12月	政府、福島復興指針で帰還困難区域への移住支援を強調、帰還政策を一部転換。
2014年4月	田村市都路地区の避難指示解除。
2014年10月	川内村東部の避難指示、大半が解除。
2015年6月	政府、福島復興指針改訂。福島県、仮設住宅打ち切り方針。
2015年9月	楢葉町の避難指示解除。



## 避難指示解除の状況

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list271-840.html>  
都路、川内村(2014)、楢葉(15/9)

### 住民の帰還と ふるさとの「変質、変容」



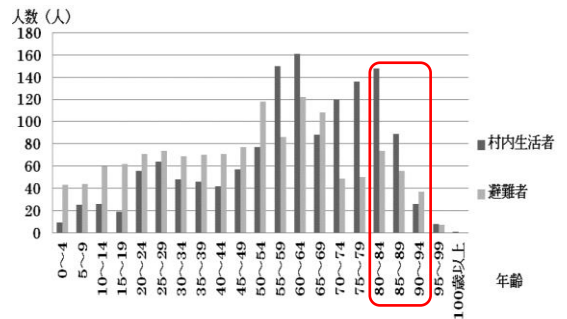
### 避難者はなぜ戻れないのか ～川内村の事例から



- 川内村の帰村状況(2015.8.1)  
村民 3038(発災時) → 2732(15.8.1)  
「**村内生活者**」1641 実質帰村率60%  
「**完全帰村者**」631(仮設・借上返却) 完全帰村率23%(ともに分母は2732)  
数百人は帰村しつつ、避難先(仮設、借上)も。個人としては完全帰村でも、世帯分離をして家族が避難中の場合も = **多様な「二重生活」、二地域居住**

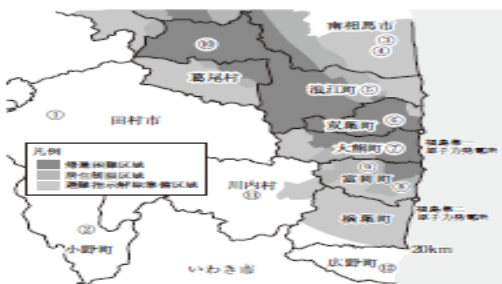
### 「ふるさとの喪失」「変質、変容」 地域レベルの被害

- 住民の離散→地域レベルの被害へ  
**コミュニティの解体/変容**  
生活費代替  
相互扶助・共助・福祉  
行政代替・補完  
人格発展  
環境保全・自然維持(淡路2015: 24-25)



川内村の村内生活者、避難者数(2014年7月1日時点)土井妙子作成(除本・渡辺編著2015: 83)

### 川内村から通学可能だった／現在可能な 高校(除本・渡辺編著『原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすのか』メルヴィア書房、第5章[土井妙子執筆])



### 第一原発20km圏の病院 (国会事故調2012)



「ふるさとの喪失」被害の回復措置

	① 地域レベルでの被害回復措置(原状回復に準ずる措置)	② 個別の被害者に対する措置	
		③ 金銭賠償で比較的容易に回復可能な被害	④ なお残る被害への措置
土地・建物	除染	再取得の費用を賠償	「ふるさと喪失」の慰謝料
景観	維持・管理	事業者の利益に反映されていた場合などに減収分を填補	
コミュニティ	セカンドタウン、二重の住民登録、帰還政策	コミュニティの諸機能に代わる財・サービスの費用を賠償	
諸要素の一体性	除染、帰還政策など		

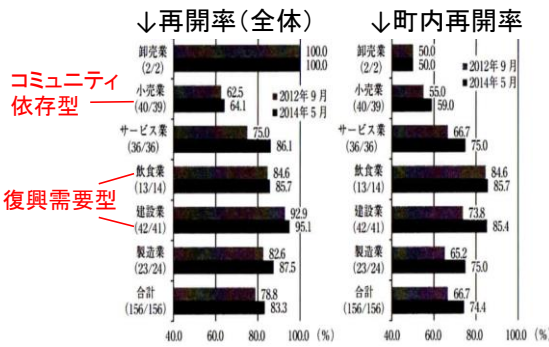
13

14

不均等な復興 ①

- 復興政策の影響が地域・業種・個人等の中で不均等にあらわれる cf 「復興格差」(岡田知弘);ハード偏重批判=『人間なき復興』
- 除染・復旧事業中心の復興(津波被災地にも類似)→**地域の変容、地域再生へのネガティブな影響** :復興需要の業種間アンバランス+新規人口流入、除染廃棄物集積

広野町の商工業再開率(高木竜輔2015)



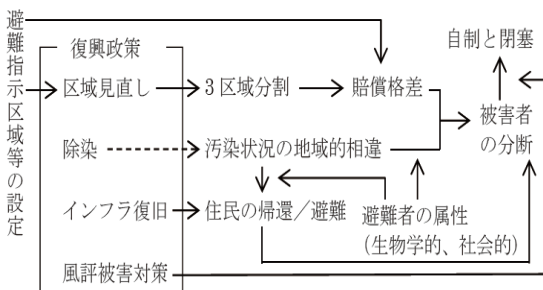
15

16

不均等な復興 ②

- 原発災害における特殊性
  - ① 復興政策によって作りだされた**分断**(被害実態からずれた賠償格差など)
  - ② **放射能汚染の特性**から生じる**分岐**

復興政策と被害者の「分断」



17

被害実態とずれた  
区域間の賠償格差(線引き)

表3 慰謝料の区域間格差(4人家族の場合の試算) 単位:万円

帰還困難区域	5,800
居住制限区域	2,880
避難指示解除準備区域	1,920
特定避難勧奨地点	1,000
緊急時避難準備区域	720
自主的避難等対象区域	168

18

## 避難者の2極分解

(帰還政策→「待避」層分解 + 賠償格差)

- ①避難が長期に継続し、それに応じて賠償が一定の額に積み上がる一方、居住地への帰還の展望を見出せない人びと
- ②帰還政策の進展によって、希望すれば居住地に戻れる条件は形成されつつあるが、一方では賠償が低額に抑えられ(あるいはすでに打ち切られ)、生活再建の困難を抱えている人びと
- (もちろんこの両極の間に位置する人びとも存在する)

19

## まとめ1

- 福島復興政策の影響は地域・個人等の間で不均等にあらわれるとともに、住民の間に複雑な分断をもたらしている。=復興政策による二次的被害=復興災害(塩崎2014)の福島原発事故におけるあらわれかた

20

## まとめ2

- 政府は2015年6月、福島復興指針を改訂=いわば「賠償収束」宣言。しかし、居住地の環境やインフラなどの生活条件が回復していないなら、原発事故の被害は続いているということになる。賠償と復興過程を対立的に捉えるのではなく、復興を進めながら、なお残る被害に対して適切な賠償を実施すべきである。

21

## まとめ3

- 2015年6月、福島県は、仮設住宅(借上げを含む)の提供を2017年3月までで打ち切る方針を決めた。しかし、川内村のような帰還政策の最前線でも、避難を続けざるをえない事情を抱えた住民は少なくない。そうした実情を踏まえて、居住地の環境や生活条件が回復するまでの間、「長期待避」の選択を保障する施策が求められる。

22

## パネルディスカッションの進行(論点)案

(※以下パネリスト敬称略)

- ①20mSv帰還政策、「避難終了」政策の問題点25分 健康影響・線量(崎山、吉田由、糸長)/「強制避難者」に対する住居賠償(除本)/区域外避難者に対する住宅支援終了(吉田邦)
- ②被害者(政策の対象者)、権利論(健康に生きる権利、被曝を避ける権利、避難する権利)(とくに吉田由)10分
- ③あるべき支援(1人ひとりの選択を支える具体的な施策)30分 健康調査、保養など健康対策(崎山、吉田由)/移住支援(吉田邦)/長期的帰還(糸長)
- ④最後のまとめ(全員)15分

23

## 参考文献

除本・渡辺編著 『原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすのか』(ミネルヴァ書房、2015年)



日本環境会議「ふくしま地域・生活再建研究会」\*(事務局:除本)+福島県弁護士会 原子力発電所事故対策PT(委員長:渡辺淑彦弁護士)

\*<http://www.einap.org/jec/committee/fukushimachiiki/>

24